

## 案

### 大阪市市税条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市市税条例施行規則（平成29年大阪市規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる固定資産に対して課する固定資産税（第1号から第4号までに掲げる固定資産にあつては<u>令和8年度分</u>から<u>令和10年度分</u>までの固定資産税に限る。）については、条例第94条の規定により、当該各号に定めるところにより減免する。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを第1号から第4号までに掲げる固定資産として使用する場合（第4号に掲げる固定資産として使用する場合にあつては、市長が公益上その他の事由により特に減額する必要があると認めるときを除く。）には、当該固定資産に係る固定資産税を減免しない。</p> <p>[(1)~(5) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる固定資産に対して課する固定資産税（第1号から第4号までに掲げる固定資産にあつては<u>令和5年度分</u>から<u>令和7年度分</u>までの固定資産税に限る。）については、条例第94条の規定により、当該各号に定めるところにより減免する。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを第1号から第4号までに掲げる固定資産として使用する場合（第4号に掲げる固定資産として使用する場合にあつては、市長が公益上その他の事由により特に減額する必要があると認めるときを除く。）には、当該固定資産に係る固定資産税を減免しない。</p> <p>[(1)~(5) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市市税条例施行規則の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。